

三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金

三重県「緊急警戒宣言」の発出等により、「大人数や長時間におよぶ飲食を避ける」などの行動自粛要請が続き、令和2年12月から令和3年2月の間に、特に大きな影響を受けた飲食店およびその取引事業者等に対し、事業の継続を下支えし、事業全般に広く活用できる支援金を支給します。

1 対象事業者

- 飲食店(※1)
- 飲食店取引事業者(※2)
- タクシー事業者・
自動車運転代行業者

三重県内に事業所を有する中小企業・小規模企業(個人事業主を含む)等であること

《対象事業者》

※1 飲食店

- 食堂、レストラン、居酒屋、喫茶店等
- × 飲食スペースが屋外のみにある場合やテイクアウト専門店、キッチンカー、屋台等は対象外
- × イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストアは対象外

※2 飲食店取引事業者

- 食品納入業者、おしぼり納入業者等の事業者が三重県内の飲食店と直接かつ継続的に取引を行っていること

詳しくは、[三重県HP](#)に掲載の申請要項・Q&Aを参照してください

2 支給金額

- | | | |
|---------------------|----------------|------|
| • 飲食店 | <u>1店舗あたり</u> | 30万円 |
| • 飲食店取引事業者 | <u>1事業者あたり</u> | 30万円 |
| • タクシー事業者・自動車運転代行業者 | <u>1事業者あたり</u> | 30万円 |

3 主な支給要件

※申請にあたっては、必ず要項を確認してください

- (1) 三重県内に店舗等を有し、令和2年11月30日以前から事業を営んでいること
- (2) 令和2年11月30日以前に、[各事業を営む上で必要な許可等](#)を得ていること
- (3) [令和2年12月、令和3年1月、令和3年2月](#)のいずれかの月の[売上](#)が、[前年同月比](#)で[50%以上減少](#)していること

4 申請期間と提出方法

[郵送のみ](#) 令和3年**3月8日(月)**から**4月16日(金)**まで(消印有効)
〒514-8799 津中央郵便局留【受取人 〒514-8570 津市広明町13番地】
三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金 事務局 宛

※ 封筒オモテ面に「[申請書在中](#)」とご記載ください

5 申請に必要な書類

- 三重県HPに掲載している申請要項を熟読のうえ、必要書類を整え申請してください
- 申請には、申請要項に定める申請書(様式)、誓約書(様式)等のほかに、次の書類が必要です

① 営業許可証等の写し (営業に必要な場合)	支給対象事業を行うにあたり、必要な許可・認定等の写し
② 売上台帳等	売上減少月(令和2年12月、令和3年1月、令和3年2月のいずれか)と、その前年同月分
③ 確定申告書の写し	収受付印が必要。e-Taxを通じた申請の場合、受信通知を提出
④ 本人確認できる書類	運転免許証の写しなど顔写真付きのもの
⑤ 通帳の写し	通帳のオモテ面と1・2ページ目の口座番号や口座名義人がわかるページ
⑥ (飲食店のみ) 店舗の内観写真 外観写真	令和3年3月以降の写真(飲食店取引事業・タクシー・運転代行業についても求める場合があります)
⑦ (取引事業者のみ) 飲食店との直接取引が 確認できる資料	飲食店との直接取引が確認できる書類(例 納品書、領収書 等)

※ このほかにも申請書類が追加で必要な場合がありますので、
申請の際には必ず三重県HPの申請要項をご確認ください

6 申請要項等の入手方法

次のいずれかの方法で入手してください

① 三重県庁のホームページからダウンロード

(<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000180.htm>)

三重県 事業継続 支援金

検索



② 郵送にて請求(請求先)

〒514-8799 津中央郵便局留【受取人 〒514-8570 津市広明町13番地】
三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金 事務局 宛

※ 4月5日(月)到着分まで

※ 封筒オモテ面に「申請書請求」とご記載ください

※ 返信先を記入し、250円分の切手を貼り付けた返信用封筒(角型2号)を同封してください

※ 料金が不足する場合、返信できませんので、ご注意ください

7 三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金 相談窓口

本支援金に関するご質問等は、次の相談窓口にお問い合わせください

電話番号: 050-8882-6380

受付時間: 9時から17時

開設期間: 3月8日(月)~4月16日(金) ※土日祝を除く